

金融証券税制

公社債等の課税方式の変更

ポイント

公社債等に係る利子所得及び譲渡所得の課税方式が変更されます。

改正内容

項目	主な内容	課税局面	現 行	改正案	
特定 公社債等	①特定公社債（※１） ②公募公社債の投資信託の受益権 ③証券投資信託以外の公募投資信託の受益権 ④特定目的信託の社債的受益権で公募のもの	利子	源泉分離	申告分離 所得税15%、住民税5%	配当・利子所得及び 譲渡所得の損益通算 【可能】
		売却益	非課税（※２）		
		償還差益	総合課税（雑所得）		
一般 公社債等	①特定公社債以外の公社債 ②私募公社債の投資信託の受益権 ③証券投資信託以外の私募投資信託の受益権 ④特定目的信託の社債的受益権で私募のもの	利子	源泉分離	源泉分離 所得税15% 住民税5%	配当・利子所得及び 譲渡所得の損益通算 【不可】
		売却益	非課税（※２）	申告分離 所得税15%、住民税5%	
		償還差益	総合課税（雑所得）		
	同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の役員等が支払いを受けるもの	利子	源泉分離	総合課税（雑所得）	
		償還差益	総合課税（雑所得）	総合課税（雑所得）	

※1 特定公社債とは、①国債、地方債、外国国債、外国地方債 ②公募公社債、上場公社債 ③その他一定の社債をいいます。

※2 低クーポン債、ストリップス債、ディファード・ペイメント債等一定の債券の売却益については、総合課税（譲渡所得）。

適用時期

平成28年1月1日以後に適用（同族会社が発行した社債の利子等の改正は適用時期不明）

割引債の課税方式等①

ポイント

割引債の売却益及び償還差益の課税方式が変更されます。

改正内容

割引債を含む公社債の譲渡所得等を課税対象とすることにあわせて、割引債の償還差益についても譲渡所得等として20%（所得税15%、住民税5%）申告分離により課税されるとともに、発行時の18%源泉徴収を適用せず、償還時に源泉徴収（特別徴収）をする仕組みになります。

（１）課税方式

内容	現 行	改正案
売却益	非課税（※１）	譲渡所得（申告分離）（※３） 償還時源泉徴収（所得税15%、住民税5%）
償還差益	発行時源泉徴収（所得税18%）（※２）	

※１ 低クーポン債・ストリップス債・ディファードペイメント債等一定の債券の売却益については、譲渡所得等として総合課税。

※２ 今回の改正に伴い、特定短期公社債（T-Bill・CP）に係る発行時源泉徴収免除の特例は廃止になります。

※３ 平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税を維持し、譲渡による所得は非課税になります。

適用時期

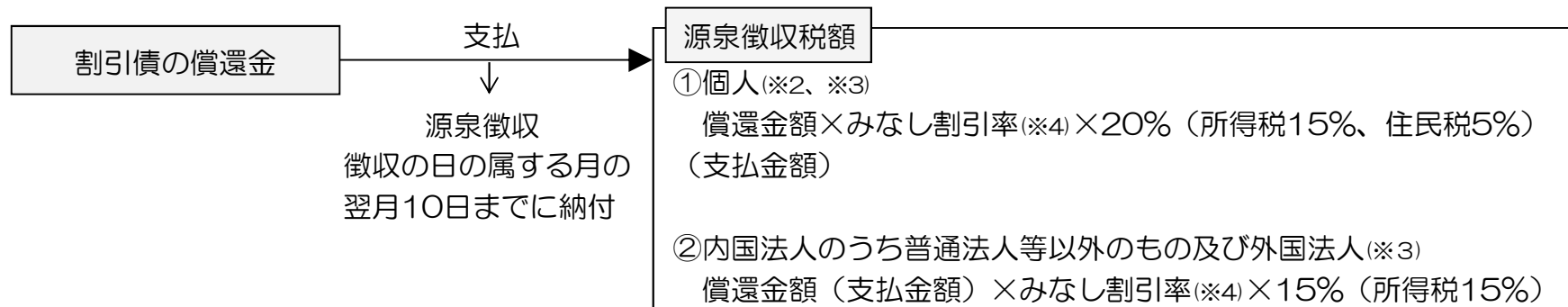
平成28年1月1日以後に行う譲渡及び償還について適用

割引債の課税方式等②

改正内容

(2) 源泉徴収等

個人並びに内国法人のうち普通法人等以外の法人及び外国法人に対して支払う割引債(※1)の償還金(発行時に18%源泉徴収されたものを除きます。)については、次のとおり源泉徴収(特別徴収)を行います。



※1 割引債の範囲

その償還金が源泉徴収の対象となる割引債は、次のものとなります。

- ①割引の方法により発行された公社債(いわゆる金融債のうち預金保険の対象となっているものを除きます。)
- ②ストリップス債(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とを分離してそれぞれ独立して取引されるもの)
- ③ディスカウント債(その利子の利率が著しく低い公社債)

※2 源泉徴収口座で管理されている割引債の償還金については、その割引債の譲渡所得等(償還差益)に対して20%の税率による源泉徴収(特別徴収)がおこなわれ、簡易申告口座で管理されている割引債については、源泉徴収(特別徴収)はおこなわれないこととなります。

※3 非居住者及び外国法人が支払を受けるものについては、一定の要件の下で源泉徴収はおこなわれないこととなります。

※4 みなし割引率

- ①発行日から償還日までの期間が1年以内のもの…0.2%
- ②発行日から償還日までの期間が1年超のもの…25%

適用時期

平成28年1月1日以後に支払う償還金について適用

株式譲渡所得等の分離課税制度の改組

ポイント

株式等に係る譲渡所得等の区分が改組され、上場株式等に係る譲渡所得と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度になります。また、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加わり、これらの所得間ならびに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算が可能となります。

改正内容

【現行】

株式等に係る譲渡所得等

非上場株式等の譲渡損益

+

上場株式等の譲渡損益

損益通算

上場株式等の配当等（申告分離）

+

上場株式等の譲渡損失

譲渡損失は3年間繰越控除が可能

上場株式等の譲渡損失

【改正案①】譲渡所得等の区分の2つに改組

詳細な計算方法等は不明確な部分もあるため、今後の税制改正の情報にご注意ください

特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等

上場株式等の譲渡損益

特定公社債等の譲渡損益

【改正案②】上場株式等の譲渡損失及び配当所得との損益通算の拡充

特定公社債等の譲渡所得等

特定公社債等の利子所得等

【改正案③】上場株式等の譲渡損失の繰越控除の拡充

特定公社債等の譲渡損失

一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等

非上場株式等の譲渡損益

一般公社債等の譲渡損益

非上場株式等と一般公社債等は上場株式等の譲渡損失及び配当所得との損益通算はできない

適用時期

平28年1月1日以後に適用

金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例の改正

ポイント

①金融機関が支払を受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例等②資本金等1億円以上の内国法人が支払を受ける公社債等の利子所得等の源泉徴収の不適用の特例について、所有期間等の要件が改正されます。

改正内容

① 次に掲げる特例については、公社債または投資信託もしくは特定目的信託の受益権の利子等の支払を受ける者の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収が不適用または非課税になります。

(イ) 金融機関が支払を受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例

(ロ) 公共法人等及び公益信託等に係る利子等の非課税

(ハ) 非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税

	現 行	改 正 案
源泉徴収が不適用・非課税となる利子等	公社債の利子のうち社債等の振替に関する法律の規定する振替口座簿に記載等がされていた期間内に生じたもの、引き続き所有していた期間に対応する部分、所有期間（振替記載等の期間）に対応する部分、等	所有期間にかかわらず、 <u>その全額</u>

② 資本金等1億円以上の内国法人が支払を受ける公社債等の利子所得等の源泉徴収の不適用の特例について、次の措置が講じられます。

(イ) 特例の適用対象が、資本金等の額が1億円以上であることにつき確認を受けた日以後1年を経過する日までの期間内に支払を受けるべき公社債等の利子等になります。

(ロ) この特例の適用を受ける利子等については、利子等の支払調書の提出を要しないことになります。

	現 行	改 正 案
源泉徴収が不適用となる利子等	振替機関等の営業所等の長が要件を確認した日以後1年を経過する日までの期間内に解する利子等の計算期間に対応するもの	資本金等の額が1億円以上であることにつき確認を受けた日以後1年を経過する日までの期間内に <u>支払を受けるべきもの</u>

資料情報制度等の整備

ポイント

公社債等に対する課税方式の変更に伴い、支払調書などの資料情報制度等が整備されます。

改正内容

- ① 個人に対して平成28年1月1日以後に支払うべき特定公社債等の利子等については、利子等の受領者の告知及び利子等の支払調書等の提出を要しないこととする措置が適用されないことになります。
- ② 平成28年1月1日以後に国内において支払うべき特定公社債等の利子等および特定割引債の償還金の支払者は、支払を受ける居住者等に対して、支払通知書を交付しなければならないことになります。また、特定公社債等に係る利子所得等の金額または特定割引債の償還金に係る譲渡所得等の金額を申告する場合には、その支払通知書または源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないことになります。
- ③ 居住者等に対し国内において公社債、公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の投資信託の受益権または特定目的信託の社債的受益権の譲渡の対価の支払をする金融機関等は、その支払調書を、支払の確定した日の翌年1月31日までに、税務署長に提出することになります。これに伴い、無記名割引債の償還金の支払調書制度は廃止になります。
- ④ 国内に恒久的施設を有しない非居住者、内国法人で普通法人等以外のもの又は外国法人に対し国内において割引債の償還金の交付をする者は、その支払調書を、その交付の確定した日の翌年1月31日までに、税務署長に提出しなければならないことになります。
- ⑤ 国内において支払われる特定公社債等の利子等又は償還金等で金融商品取引業者または銀行等がその支払事務の取扱いをするものは、その金融商品取引業者または銀行等が上記①から④までの支払調書および支払通知書の提出または交付をしなければならないことになります。
- ⑥ 特定口座年間取引報告書の記載事項に、特定口座に受け入れた特定公社債等の利子等または特定口座内で行われた特定公社債等の譲渡所得等の金額等が加えられます。なお、特定口座で処理された特定公社債等の利子等又は譲渡の対価については、上記⑤の支払調書及び支払通知書の提出及び交付を要しないことになります。
- ⑦ 株式等の譲渡の対価等の支払調書の提出省略基準額（現行：年間の合計額で提出する場合は100万円以下、1回の支払金額で提出する場合は30万円以下）が撤廃されます。

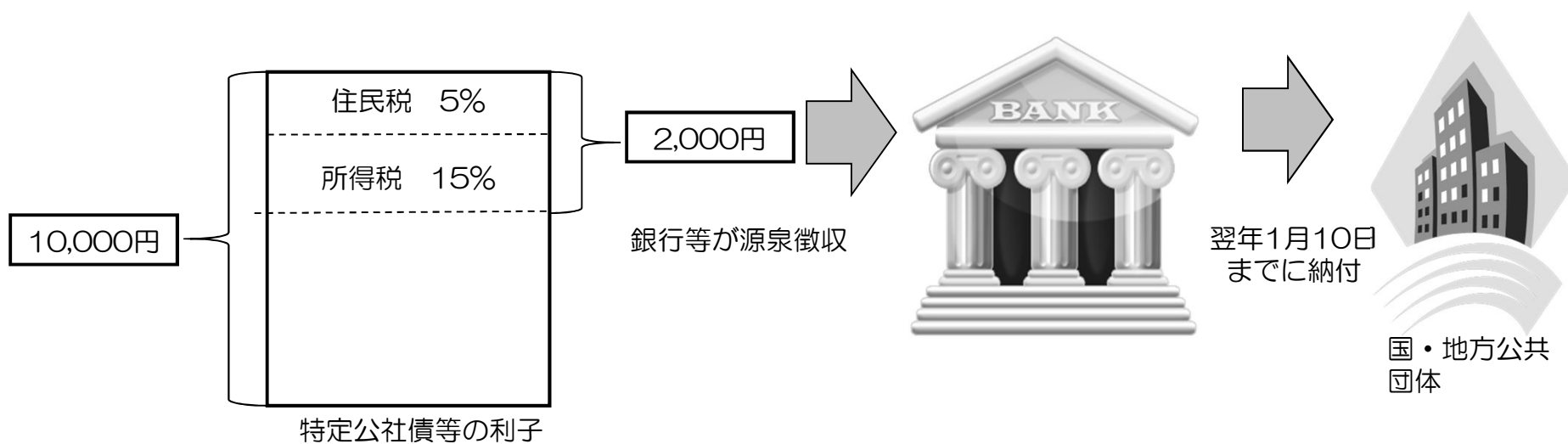
源泉徴収義務の整備等（特定公社債等の利子・特定割引債の償還金）

ポイント

源泉徴収口座において特定公社債等に係る所得の損益通算がおこなわれることに伴い、特定公社債等の利子および特定割引債の償還金に対する源泉徴収（特別徴収）についての措置が講じられます。

改正内容

- 1 源泉徴収義務者（特別徴収義務者）
その利子等または償還金の支払事務の取扱いをする金融商品取引業者または銀行等
- 2 源泉税（所得税又は住民税）の納付期限
その徴収の日の属する年の翌年1月10日



適用時期

平成28年1月1日以後に支払われる利子等または償還金について適用

道府県民税利子割等の課税方式

ポイント

特定公社債等の利子等、割引債の償還金及び源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡所得等に係る道府県民税について見直しが行われます。

改正内容

項目	内容
道府県民税利子割 および配当割の見直し	(1) 特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外 ⇒ 配当割の課税対象となります。 (2) 特定公社債等の利子等について申告した場合には、所得割の課税対象 ⇒ 所得割額から配当割額相当額が控除されます。 (3) ① 割引債の償還金（特定口座で支払われるものを除く）は、割引債の償還の際、償還金額（支払金額）にみなし割引率を乗じて計算した金額に対し、配当割が課税されます。 ② ①の償還差益について翌年度の所得割の課税対象となります。 ③ ②の所得割額から①の配当割額相当額が控除されます。
道府県民税株式等譲渡所得割の見直し	(1) 源泉徴収口座内の特定公社債等の譲渡所得等について、株式等譲渡所得割の課税対象となります。 (2) ① (1) について申告した場合には、所得割の分離課税の対象となります。 ② ①の場合には、その所得割額から(1)の株式等譲渡所得割相当額が控除されます。
法人に係る利子割の廃止	(1) 利子割の納税義務者について、法人が除外され個人に限定されます。 (2) 法人に係る以下の制度が廃止されます。 ① 道府県民税法人税割額から利子割額を控除する制度 ② ①の控除不足額を道府県民税均等割額等へ充当する制度 ③ ①の控除不足額を還付する制度

適用時期

平成28年1月1日以後に支払われる利子等、償還金及び特定公社債等の譲渡所得等について適用

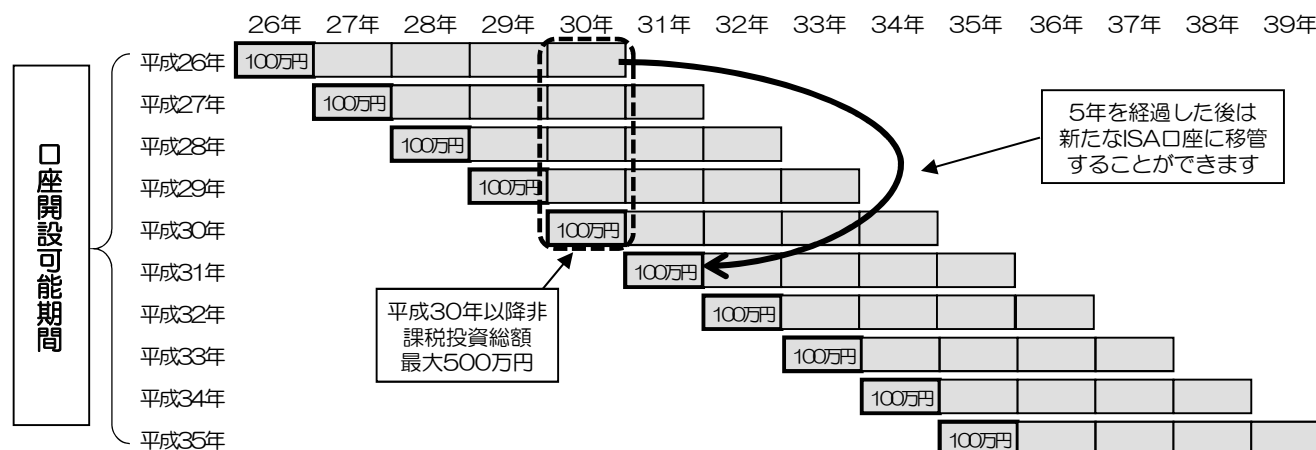
日本版ISAの導入

ポイント

上場株式等の10%軽減税率廃止に伴い、平成26年1月から日本版ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）が開始されます。

改正内容

対 象 者	居住者（個人）でその年の1月1日において満20歳以上である者
非課税対象	非課税口座内の上場株式等の配当等、譲渡所得等
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限。各年ごとに1人につき1口座までの開設 投資可能期間中の各年において生じた未使用の投資枠は翌年に持ち越すことは不可
口座開設期間	平成26年から平成35年までの10年間の各年（改正前は3年）
非課税期間	ISA口座内で保有していれば、最大5年間は非課税（改正前は10年） 途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）



適用時期

平成26年1月1日以後に適用

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等

ポイント

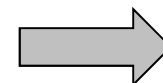
特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例等について、上場株式等の範囲が拡大され、また特定口座に関する届出書の見直しが行われます。

改正内容

1. 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡大

- (1) 特定口座内保管上場株式等である新株予約権等の発行法人が合併等された場合
⇒ その新株予約権等に代えて取得した合併等法人の新株予約権

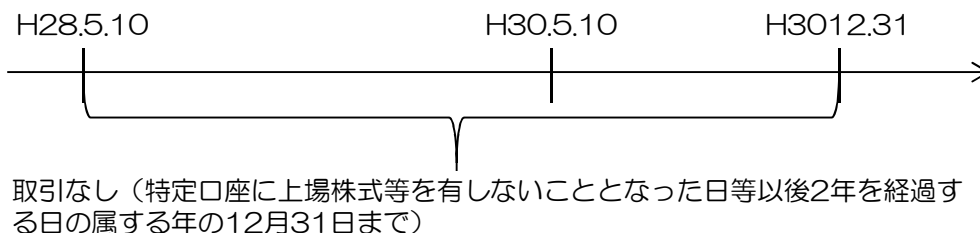
被合併法人の
新株予約権



合併法人の
新株予約権

- (2) 特定口座内保管上場株式等である投資信託等の受益権について行われた、受益権の分割又は併合により取得する投資信託等の受益権

2. 特定口座廃止届出書の見直し



【現 行】
「特定口座廃止届書」があったものとみなされています

【改正案】
上記「みなす措置」が廃止されます

3. 届出書の提出媒体の見直し（電磁的方法により提出ができる）

- (1) 特定口座開設届出書 (2) 特定口座源泉徴収選択届出書 (3) 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
(4) 出国口座内保管上場株式等移管依頼書 (5) 特定管理口座開設届出書

配当控除の特例等の対象となる特定株式投資信託の要件

ポイント

投資信託に関する法令が改正されることを前提に、配当控除の特例等の対象となる特定株式投資信託の要件について所定の措置が講じられます。

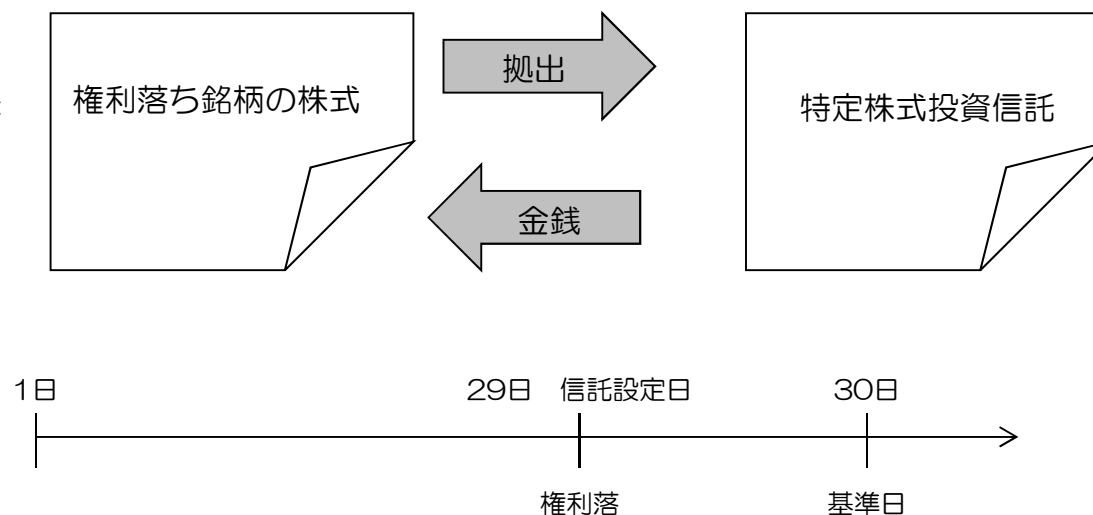
改正内容

1. 権利落ちの場合の金銭の交付

特定株式投資信託の設定のために株式を信託財産に抛出する場合等（※1）で、その株式のうち権利落ちとなっている銘柄がある場合

⇒ 株式に代えてその価額に相当する金銭を交付することができます

（※1） 特定株式投資信託の受益権と信託財産を構成する株式との交換を含む



2. 信託契約の一部解約請求

特定株式投資信託の受託者は、重大な信託約款の変更が行われたことに伴う受益者からの買取請求により買い取った受益権について、信託契約の一部解約を請求することができることになります。

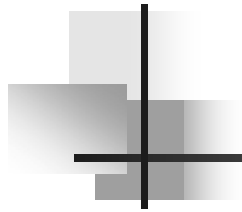
その他の証券税制

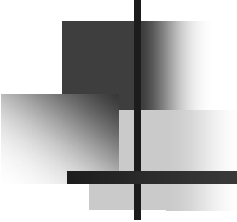
ポイント

地域活性化等の推進を背景に、寄附金控除の適用範囲が拡充されることになります。

改正内容

項 目	改 正 案
特定目的信託の社債的受益権に係る配当等の支払調書・支払通知書の記載事項	支払調書・支払通知書について、次の項目の記載が不要となります。 ・受益権の口数 ・基準日 ・1口当たりの配当金額
上場証券投資信託等の償還金等の課税の特例（非課税）の適用対象範囲の拡大	適用対象範囲に、次のものが追加されます。 ・国外発行の公募株式投資信託で金融商品取引所又は外国金融商品取引所に上場されているもの（いわゆる外国ETF）
特定新規中小会社発行株式取得の課税の特例（寄附金控除）の適用対象範囲の拡大	適用対象となる指定会社が実施する特定地域活性化事業の範囲に、次の事業が追加されます。 ・再生エネルギー源を活用したエネルギー供給事業 ・虐待を受け、または受けている障害者の保護施設又は設備の整備等に関する事業
デリバティブ取引の差金決済等の告知を受けるべき者の範囲	委託以外の方法で商品関連市場デリバティブ取引の差金等決済をした場合の告知の相手方の範囲に、次のものが追加されます。 ・その取引の相手方である金融商品取引所の長





個人所得課税

所得税の最高税率の見直し

ポイント

現在の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。

改正内容

1. 所得税の最高税率の見直し

【現行】

課税所得（円）		税率（%）	控除額（円）
超	以下		
	1,950,000	5	0
1,950,000	3,300,000	10	97,500
3,300,000	6,950,000	20	427,500
6,950,000	9,000,000	23	636,000
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000
18,000,000		40	2,796,000

【改正案】

課税所得（円）		税率（%）	控除額（円）
超	以下		
	1,950,000	5	0
1,950,000	3,300,000	10	97,500
3,300,000	6,950,000	20	427,500
6,950,000	9,000,000	23	636,000
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000
18,000,000	40,000,000	40	2,796,000
40,000,000		45	4,796,000

分離

（１）平成25年から平成49年までの間は所得税に加えて復興特別所得税（所得税額の2.1%）も課税されます。

（２）平成27年から平成49年までの間は、住民税（10%）も加えた最高税率は55.945%（改正前50.84%）となります。

適用時期

平成27年分以後の所得税について適用

社会保険診療報酬の所得計算の特例（所得税・個人住民税・法人税）

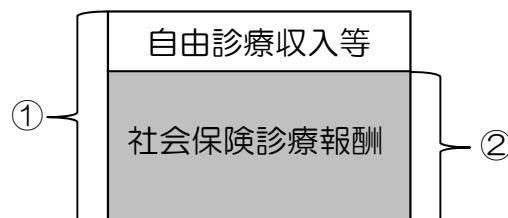
ポイント

医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象者から除外されます。

改正内容

社会保険診療報酬が5,000万円以下であっても、医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える場合には、社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象者から除外されることとなります。

【医業等収入金額】



【適用要件】

- (1) ② ≤ 5,000万円
かつ
(2) ① ≤ 7,000万円

改正案

社会保険診療報酬の所得計算の特例

社会保険診療報酬による所得の計算上、実際の経費に代えて、収入金額に応じて概算経費率を乗じた概算経費を収入から控除することができる制度

【概算経費率速算表】

社会保険診療報酬	概算経費率の速算式
2,500万円以下	社会保険診療報酬 × 72%
2,500万円超～3,000万円以下	社会保険診療報酬 × 70% + 50万円
3,000万円超～4,000万円以下	社会保険診療報酬 × 62% + 290万円
4,000万円超～5,000万円以下	社会保険診療報酬 × 57% + 490万円

適用時期

【所得税】 平成26年分以後の所得税について適用
 【個人住民税】 平成27年分以後の個人住民税について適用
 【法人税】 平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用

その他の個人住民税

改正内容

1. 公的年金等からの特別徴収の見直し

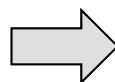
- (1) 年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額になります。
- (2) 特別徴収税額（本徴収税額）が変更となった場合等においても、一定の要件の下、特別徴収が継続されることになります。

【仮徴収額と本徴収額の算定方法】

現行

仮徴収額＝ 前年度分の本徴収額 $\times 1/3$
(4・6・8月)

本徴収額＝ (年税額－仮徴収額) $\times 1/3$
(10・12・2月)



改正案

仮徴収額＝ 前年度分の年税額 $\times 1/2 \times 1/3$
(4・6・8月)

本徴収額＝ (年税額－仮徴収額) $\times 1/3$
(10・12・2月)

2. 復興特別所得税（寄附金税額控除）

都道府県・市町村への寄附金に係る寄附金税額控除について、所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（2.1％）を乗じて得た率を加算する措置が講じられます。

3. 帳簿の記録保存義務の廃止

平成26年1月から全ての白色申告者に記帳義務・記録保存義務が課されることに伴い、前々年中又は前年中の所得について個人住民税所得割又は個人事業税が課された白色申告者に係る記録保存義務が廃止されます。

4. 経過措置の廃止

平成19年度の所得税から個人住民税への税源移譲の際に設けられた払込按分率に係る平成19年度から平成24年度までの間の経過措置が廃止されます。

適用時期

- 1 平成28年10月以後に実施する特別徴収から適用
- 2 平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、適用

電子証明書等特別控除の廃止

ポイント

電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度は、適用期限の到来をもって廃止されます。

改正内容

1. 電子証明書等特別控除の廃止

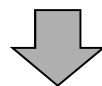
電子証明書等特別控除の概要

(1) 趣旨

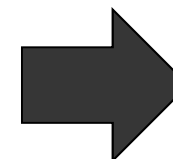
電子政府の推進のため、国及び地方自治体に対するオンライン申請等を行う際に必要な電子証明書等の取得を税制面で支援するために創設された制度

(2) 内容

所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して、その年分の確定申告期限までに、e-Taxを利用して行う場合



平成19年分から平成24年分のいずれかの年分で1回、所得税額から最高5,000円（平成24年分は最高3,000円。その年分の所得税額を限度とします。）の税額控除を受けることができる制度



平成25年分以後
廃止

適用時期

平成24年分の所得税の申告期限（平成25年3月15日）の送信まで適用。

平成25年の所得税から適用される主な制度

ポイント

平成24年度以前の改正事項のうち、平成25年分の所得税から適用されるものがあります。

改正内容

1. 給与所得控除の改正

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。

2. 給与所得者の特定支出控除の改正

①特定支出の範囲に資格取得費等の一定の支出が追加されます。

②その年の特定支出の額の合計額が、給与等の収入金額の区分に応じそれぞれに定める金額を超える場合（改正前：給与所得控除額を超える場合）は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算します。

3. 退職所得課税の改正

その年中の退職手当等のうち、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額（改正前：残額の2分の1）になります。

4. 国外財産調書制度の創設

①居住者は、その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合には、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（「国外財産調書」）を、その年の翌年3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないことになります。

②国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、一定の措置が講じられています。

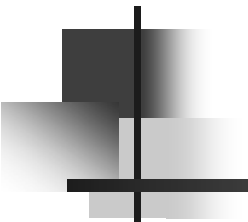
5. 復興特別所得税の創設

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・納付することになります。

適用時期

平成25年分の所得税から適用

（上記4については平成26年1月1日以後に提出する国外財産調書について適用）



土地住宅税制

住宅税制 住宅ローン減税

ポイント

平成26年4月からの消費税の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化するなどの目的から、住宅ローン減税の拡充がおこなわれます。

改正内容

※下線部分が、改正案による変更点です。

借り入れをする場合の税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

所得税	一般住宅特例（既設）					認定住宅特例（※1）				
居住 開始年	借入限度額	控除率	控除 期間	各年の 控除限度額	最大 控除額	借入限度額	控除率	控除 期間	各年の 控除限度額	最大 控除額
H26年 1～3月	2,000万円	1.0%	10年間	20万円	200万円	3,000万円	1.0%	10年間	30万円	300万円
H26年4月 ～H29年12月 (※2)	<u>4,000万円</u>			<u>40万円</u>	<u>400万円</u>	<u>5,000万円</u>			<u>50万円</u>	<u>500万円</u>
個人 住民税	住宅借入金等特別税額控除額（所得税）＞その年分の所得税額 の場合 ⇒ 翌年分の個人住民税から控除									
H26年 1～3月	限度額：その年分の所得税の課税総所得金額等 × 5%（最高 9.75万円）									
H26年4月 ～H29年12月 (※2)	限度額：その年分の所得税の課税総所得金額等 × <u>7%</u> （最高 <u>13.65万円</u> ）									

※1 認定住宅とは、認知長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、一般の住宅とは認定住宅以外の住宅をいう。
また、認定低炭素住宅の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により、低炭素建築物とみなされる「認定集約都市開発事業」により整備される特定建築物である住宅が追加。（※認定住宅特例の範囲の追加を参照）

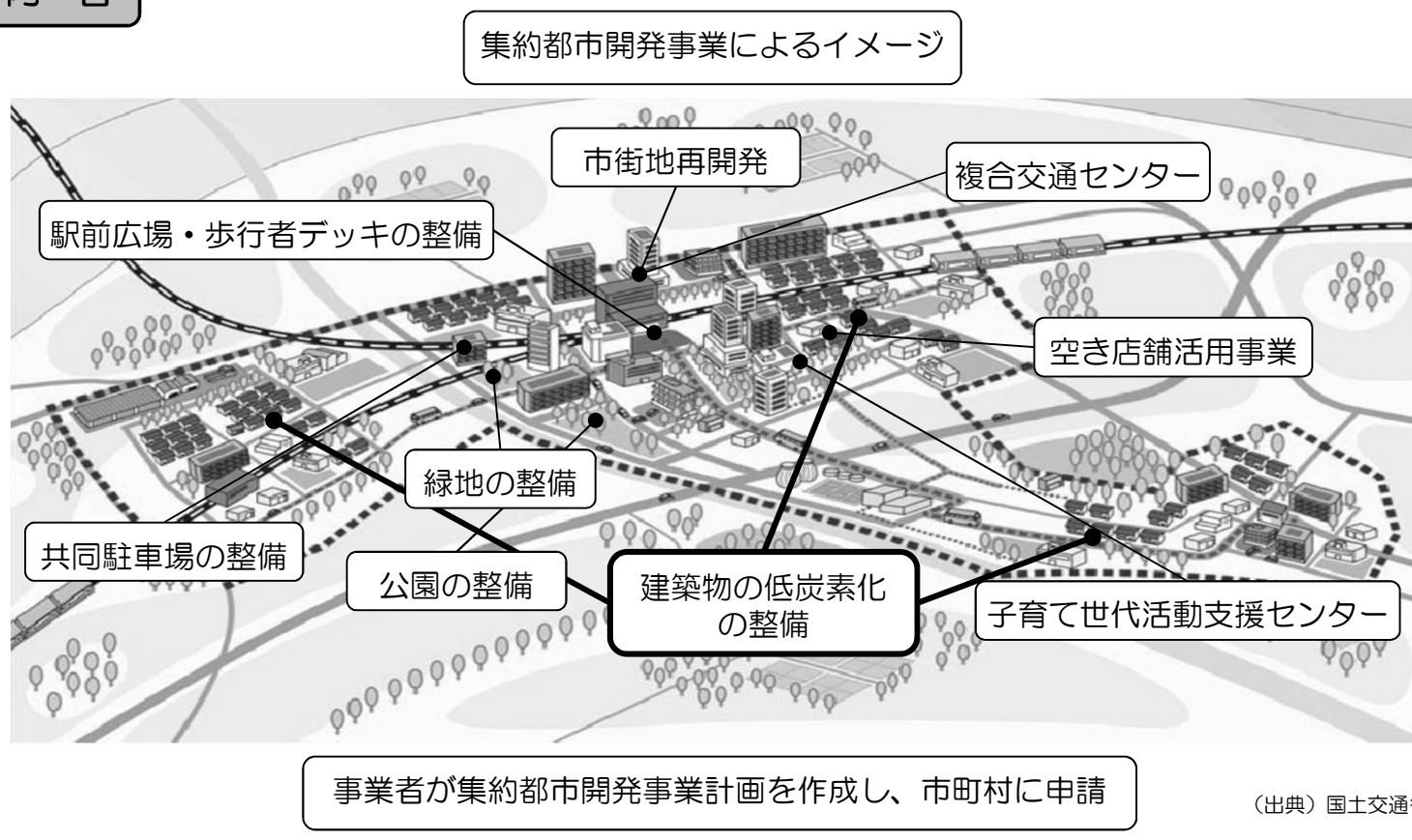
※2 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の額が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除対象限度額は一般住宅で2,000万円、認定住宅で3,000万円となる。

住宅税制 認定住宅特例の範囲の追加

ポイント

平成24年度の住宅ローン減税制度の一つとして新設された「認定住宅特例」の認定住宅の範囲に、低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される「特定建築物」が追加され、所得税等の軽減が適用されます。

制度内容



適用時期

平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用

住宅税制 省エネ・バリアフリー（住宅ローン有り）

ポイント

住宅ローン等を利用して、一定の省エネ改修工事やバリアフリー工事をした場合の所得税額の特別控除の制度も消費税の増税に伴い、延長・拡充されます。

改正内容

※下線部分が、改正案による変更点です。

居住 開始年	特定増改築等 限度額	控除率	控除 期間	各年の 控除限度額	最大 控除額
	その他の 借入限度額				
H26年 1～3月	200万円	2.0%	5年間	4万円	60万円
	800万円	1.0%		8万円	
H26年4月 ～H29年12月 (※1)	<u>250万円</u>	2.0%		<u>5万円</u>	<u>62.5万円</u>
	<u>750万円</u>	1.0%		<u>7.5万円</u>	

※1 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、省エネ工事またはバリアフリー改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における特定増改築等限度額は200万円と、控除期間の最大控除額は60万円となります。

【バリアフリー改修工事の場合の適用対象者等】

次のいずれかに該当する者

- ①50歳以上の者 ②介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている者 ③障害者である者
- ④居住の親族のうち②もしくは③に該当する65歳以上の者のいずれかと同居している者

対象となる工事費の要件について、50万円（現行30万円）を超える場合となります（省エネ工事やバリアフリー工事をした家屋を平成26年4月1日以後に居住の用に供する場合について適用）。

【バリアフリー改修工事】

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、
屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床面積の滑り止め化

【省エネ改修工事】（平成27年12月31日まで3年延長、また、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により、低炭素建築物とみなされる「認定集約都市開発事業」により整備される特定建築物である住宅が追加。

（※認定住宅特例の範囲の追加を参照）

- ①居室の全ての窓の改修工事、②①と併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事で、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事

住宅税制 その他の所得税額の特別控除

ポイント

住宅ローンは利用せず、認定長期優良住宅の新築等をしたたり、一定の改修工事や耐震工事をした場合の所得税額の特別控除の制度も消費税の増税に伴い、延長・拡充されます。

改正内容

※下線部分が、改正案による変更点です。

特例内容	居住開始年	対象限度額	控除率	最大控除額
認定長期優良住宅の新築等をした場合	H26年1～3月	認定長期優良住宅 500万円	10%	50万円
	H26年4月～H29年12月 (※1)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅(※2) 650万円		<u>65万円</u>
既存住宅に係る省エネ改修工事(※2,4)	H25年1月～H26年3月	200万円 (300万円)(※3)	10%	20万円 (30万円)(※3)
	H26年4月～H29年12月 (※1)	<u>250万円</u> (<u>350万円</u>)(※3)		<u>25万円</u> (<u>35万円</u>)(※3)
既存住宅に係るバリアフリー改修工事(※4)	H25年1月～H26年3月	150万円	10%	15万円
	H26年4月～H29年12月 (※1)	<u>200万円</u>		<u>20万円</u>
既存住宅の耐震改修をした場合	H26年1～3月	200万円	10%	20万円
	H26年4月～H29年12月 (※1)	<u>250万円</u>		<u>25万円</u>

※1 平成26年4月～平成29年12月までの欄の金額は、対象となる住宅の対価の額や工事費用の額に含まれる消費税等の額が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における対象限度額と、控除期間の最大控除額は平成26年3月以前の期間と同様。

※2 認定住宅特例の範囲の追加を参照。

※3 既存住宅に係る省エネ改修工事のカッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額。

※4 同一年中に省エネ改修およびバリアフリー改修の両方の工事をして居住の用に供した場合の各税額控除額の合計額に対する限度額を廃止。(特定の改修工事をした家屋を平成26年4月1日以後に居住の用に供する場合について適用)

住宅税制 再び居住の用に供した場合の住宅ローン控除制度の見直し

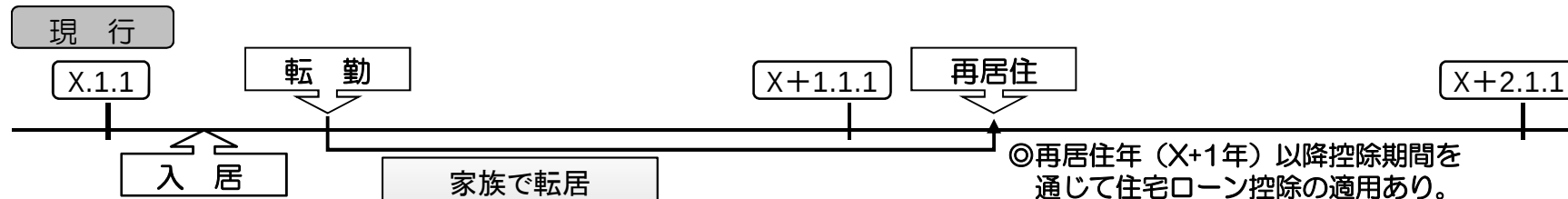
ポイント

最初に居住の用に供した年に、勤務先からの転勤命令などのやむを得ない事情により転居し、最初に居住の用に供した年の12月31日までの間に、再居住した場合も「住宅ローン」控除対象として見直しが行われます。

改正内容

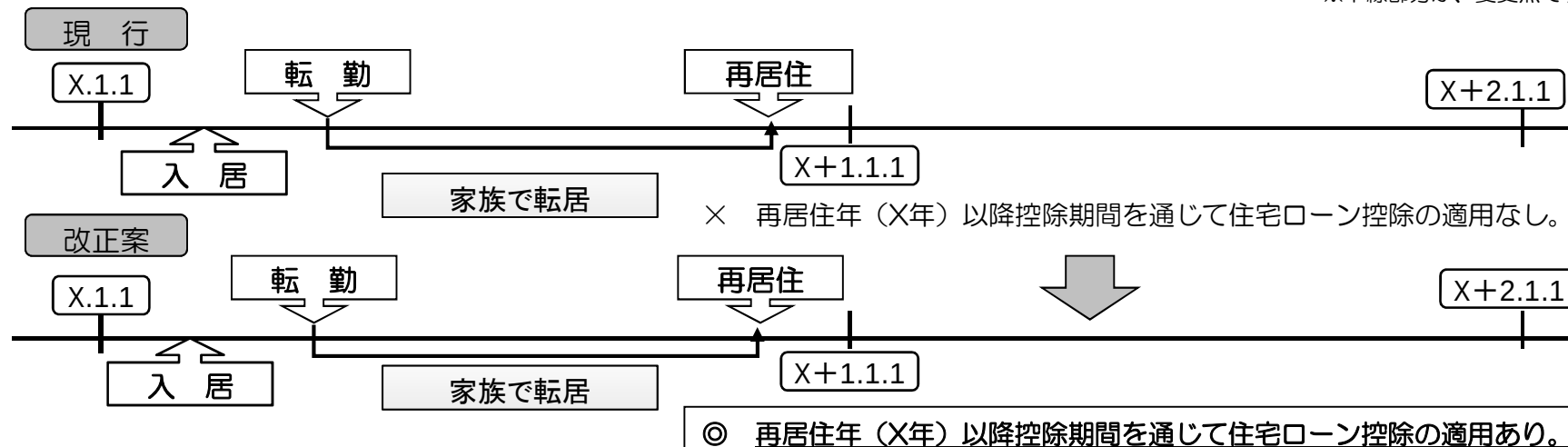
(出典) 財務省の資料を修正

(1) 当初居住年の翌年(X+1年)以降に再居住した場合



(2) 当初居住年(X年)に再居住した場合(取得から6ヶ月を超えて再居住した場合に限る。)

※下線部分が、変更点です。



適用時期

平成25年1月1日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用

経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

ポイント

「合理的な再生計画」に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の資産譲渡について、譲渡益が非課税となります。

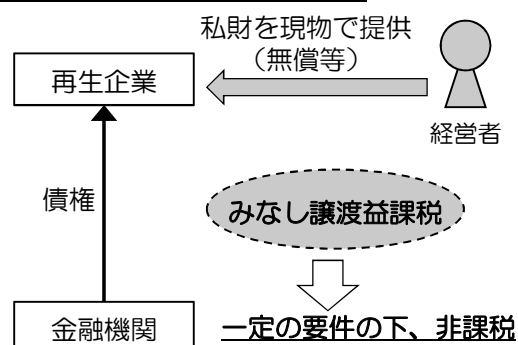
改正内容

中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の保証人であるものが、現にその内国法人の事業の用に供されている資産（※）でその個人が所有しているものを、その内国法人に係る合理的な再生計画に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税が適用されないこととなります。（※）有価証券を除きます（以下同じ）

- ① その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ② その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。

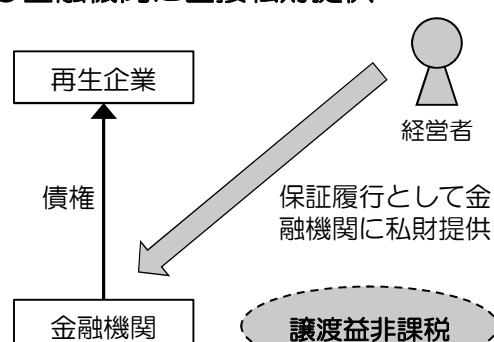
【今回措置されたもの】

○再生企業に対して私財提供



【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供



（出典）金融庁の資料を修正

適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間の私財提供について適用

譲渡所得の課税の特例の延長・拡大等①

ポイント

優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象となる土地について、一定の要件を満たすものについて当該区域が拡大されます。

改正内容

【現行】

○優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

長期譲渡所得のうち平成25年12月31日までに優良住宅地等のための譲渡に係る所得がある場合には、その長期譲渡所得に対する所得税は、次のように軽減されます（法人税についても同様。）。

※個人の場合

【原則】	【軽減税率等】	
課税所得金額	課税譲渡所得2,000万円以下の部分	課税譲渡所得2,000万円超の部分
・一律15%分離課税（+住民税5%）	・10%分離課税（+住民税4%）	・15%分離課税（+住民税5%）

【対象となる譲渡で主なもの】※軽減税率と特別控除及び特定の事業用資産の買換え特例等との重複適用不可

- ・一定の優良な建築物の建築事業（施行地区面積500㎡以上、建築面積150㎡以上。）を行う者に対する譲渡。
- ・開発許可又は土地区画整理事業の認可を受けて、公共施設の整備を伴う一団の宅地造成事業（市街化区域内1,000㎡以上、未線引区域内3,000㎡以上、市街化調整区域内5ha以上。）を行う者に対する譲渡。
- ・開発許可を受けて住宅建設の用に供される1,000㎡以上（三大都市圏の市街化区域においては500㎡以上。）の宅地造成事業を行う者に対する譲渡。
- ・優良住宅認定を受けて、25戸以上の一団の住宅建設事業又は15戸以上若しくは床面積1,000㎡以上のマンション建設事業を行う者に対する土地の譲渡。

【改正案】

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象となる特定の民間再開発事業及び既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例等の対象となる特定民間再開発事業の施行区域に、都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する認定集約都市開発事業のうち当該認定集約都市開発事業が施行される区域の面積が2,000㎡以上である等一定の要件を満たすものについて当該区域が拡大されます（法人税についても同様。）。

適用時期

平成25年6月1日以後に行う土地等の譲渡について適用

譲渡所得の課税の特例の延長・拡大等②

ポイント

譲渡所得の課税の特例について次の見直しが行われます。

改正内容

【延長・拡充等】

(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しが行われます（法人税についても同様）。

- | |
|---|
| ①収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき国が設置する中間貯蔵施設及び指定廃棄物の最終処分場が追加されます。 |
| ②収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において障害福祉サービスの見直しが行われることに伴う規定の整備が行われます。 |
| ③簡易証明制度の対象となる事業のうち都市計画決定に係る国土交通大臣の同意が廃止された事業に関する書類について、国土交通大臣が当該事業につき都市計画の決定をすることが確実であると認められる旨を証する書類となります。 |

(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象である都市緑地法に規定する特別緑地保全地区内の土地が同法の規定により買い取られる場合における買取りをする者の範囲に、同法の緑地管理機構とみなされる都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する特定緑地管理機構で一定のものが追加されます（法人税についても同様。）。

【廃止・縮減等】

(3) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止されます（法人税についても同様）。

適用時期

- (1) ①③平成25年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用
(3) 適用期限の平成25年3月31日をもって廃止

不動産に関するその他の改正（印紙税）

ポイント

不動産の譲渡に関する契約書及び建設業法第2条第1項に規定される建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書に係る印紙税の特例措置の適用期限が5年延長された上、平成26年4月1日以後に作成される文書に係る税率が一部引き下げられます。

改正内容

【改正案に基づく印紙税額】

契約金額		本則税率	H9.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H30.3.31
不動産譲渡	工事請負			
10万円以下	100万円以下	200円	200円	200円
10万円超	100万円超 200万円以下	400円	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	1,000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	2,000円	1,000円
500万円超 1,000万円以下		1万円	1万円	5,000円
1,000万円超 5,000万円以下		2万円	1.5万円	1万円
5,000万円超 1億円以下		6万円	4.5万円	3万円
1億円超 5億円以下		10万円	8万円	6万円
5億円超 10億円以下		20万円	18万円	16万円
10億円超 50億円以下		40万円	36万円	32万円
50億円超		60万円	54万円	48万円

適用時期

平成30年3月31日まで延長（税率の引き下げは平成26年4月1日以後に作成される文書より適用）

不動産に関するその他の改正（登録免許税・固定資産税①）

ポイント

土地の売買による所有権の移転登記等の税率軽減措置その他一定の軽減措置が延長されます。

改正内容

①土地の所有権の移転登記

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が平成27年3月31日まで2年間延長されます。

内容	本則税率	軽減税率
売買	2.0%	1.5%
相続、法人の合併又は共有物の分割	0.4%	-
その他（贈与・交換・収用・競売等）	2.0%	-

②住宅用家屋の所有権の保存登記等

住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記または住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、一定の見直しが行われた上、平成27年3月31日まで2年間延長されます。

項目	内容	本則税率	軽減税率
住宅用家屋の 所有権保存登記	個人が、平成27年3月31日までの間に住宅用家屋を新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存登記	0.4%	0.15%
住宅用家屋の 所有権移転登記	個人が、平成27年3月31日までの間に住宅用家屋を取得（売買及び競落に限ります。）をし、自己の居住の用に供した場合の移転登記	2.0%	0.3%
住宅取得資金の 貸付け等に係る 抵当権の設定登記	個人が、平成27年3月31日までの間に住宅用家屋の新築（増築を含む。）又は住宅用家屋を取得し、自己の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記	0.4%	0.1%

【見直しの内容】

- ①適用対象となる中古住宅に係る地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年内のものに限る。）が加えられ、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅が適用対象に追加されます。
- ②適用対象となる中古住宅に該当することを証する書類（耐震基準適合証明書）の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人が追加されるとともに、書類の様式について見直しが行われます。

不動産に関するその他の改正（登録免許税・固定資産税②）

改正内容

③適用範囲の拡充

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる認定低炭素住宅の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業（一定の認定を受けたものに限る。）により整備される特定建築物である住宅が、平成25年6月1日以後に受ける登記から加えられます。

項目	内容	本則税率	軽減税率
認定低炭素住宅の所有権の保存登記等	個人が、平成26年3月31日までの間に低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものを新築又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅で住宅用家屋に該当するものを取得し、自己の居住の用に供した場合の保存又は移転登記	保存 0.4% 移転 2.0%	保存 0.1% 移転 0.1%

④固定資産税の軽減措置の延長

耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置が拡充・延長されます。

項目	延長期間等
耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の下記の減額措置が講じられます。 ①耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、対象となる住宅のうち同法に規定する要安全確認沿道建築物（仮称）に該当するものに係る減額を1年度分から2年度分に拡充 ②バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置が延長 ③省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置が延長 ④対象となる耐震改修、バリアフリー改修又は省エネ改修に係る工事費要件について、30万円以上から50万円超に改められます。 ⑤耐震基準に適合すること又は熱損失防止改修工事が行われた旨の証明書を発行する者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人を追加するとともに、証明書の様式について所要の見直しが行われます。	①2年度分 ②3年 ③3年 ②・③は平成28年3月31日まで延長

不動産に関するその他の改正（不動産取得税）

改正内容

不動産取得税について、下記の措置の創設や要件の追加が講じられます。

【新設】不動産特定共同事業法の改正に伴い、一定の事業者が一定の不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（平成27年3月31日まで）が講じられます。

【追加・見直し】

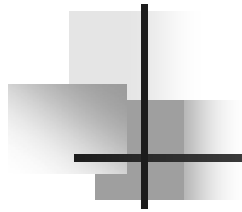
①農地等の生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予制度について、営農困難時貸付けの適用事由に、上肢又は下肢の一部の喪失等の農業に従事することが困難な故障が生じたことが追加されます。

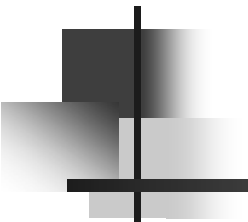
②一定の既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び一定の既存住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用対象となる既存住宅に係る地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の対象範囲に、当該住宅が適用対象住宅であることを住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類及び当該住宅が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年以内のものに限る。）を追加するとともに、書類の様式について所要の見直しが行われます。

③土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定されたうえ、適用期限が2年延長されます。

【延長】

期限が到来する「農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置」等一定の軽減措置が2年延長されます。





その他

延滞税の見直し（計算方法の変更）

ポイント

現在の低金利の状況に合わせ、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞税、利子税について、14年ぶりに引下げが行われ、公定歩合（※1）に代え、新たに国内銀行の貸出約定平均金利（※2）が採用されるようになります。併せて還付加算金についても引下げが行われます。

改正内容

区分			現 行			改正案 (※5)	
			本則	現行の特例	割合	計算方法	参考 (※3)
延滞税	①	納期限後2か月を超える場合等 (※4)	14.6%	-	14.6%	貸出約定平均金利 +1.0%+7.3%	9.3%
	②	納期限後2か月以内等	7.3%	公定歩合 (※1) + 4.0%	4.3%	貸出約定平均金利 +1.0%+1.0%	3.0%
	③	納税の猶予等の場合				貸出約定平均金利 +1.0%	2.0%
主な利子税			(③は2分の1 免除)	(7.3%を超える場合 には7.3%が上限)			
還付加算金							

※1 平成24年11月30日時点で0.3%

※2 日本銀行において毎月公表されているものであり、遅延利息の基準として採用されております。今回の見直しにより公定歩合に代わって新たに採用される運びとなり、平成25年分の延滞税の計算では1.0%（延滞税の対象となる期間の前々年10月～前年9月における数値）となっております。

※3 ※2の貸出約定返済金利の年平均が1%の場合

※4 修正申告をした場合には、修正申告書の提出日から2か月を超えると高くなります。（①の税率となります）

※5 地方税法上の延滞金等についても同様の税率軽減が行われます。

適用時期

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等から適用

国外財産調書制度の整備

ポイント

平成24年度の税制改正で制度化された国外財産調書について、対象となる国外財産のうち、内国
有価証券（内国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券）と外国有価証券（外国法人等が発行
した株式、公社債その他の有価証券）について見直しが行われます。

改正内容

概要

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年の3月15日までに、所轄税務署に提出しなければならないこととされました。

国外財産とは

「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、その財産自体の所在、その財産の受け入れをした営業所又は事業所の所在、その他財産の発行者等の所在などによることとされています。

国外財産の所得等の申告漏れが発覚した場合の罰則

① 国外財産調書に国外財産の記載がある場合
（所得税・相続税）
加算税が5%減額されます。
⇒ 優遇措置

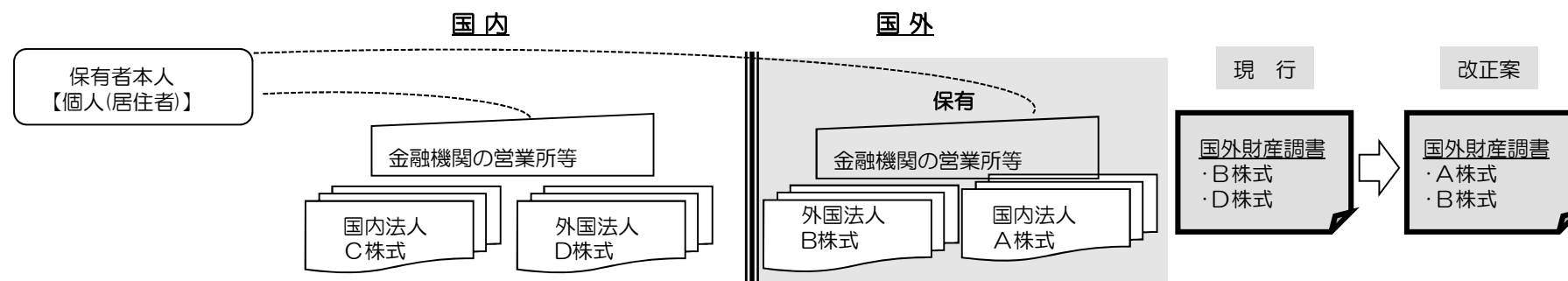
② 国外財産調書の不提出・記載不備がある場合
（所得税）
加算税が5%加重されます。
⇒ 加罰措置

【現行】

- ・「社債又は株式」は、その社債又は株式の発行法人の本店又は主たる事務所の所在地で判定します。

【改正案】

- ・国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている内国
有価証券を加える。
- ・国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国
有価証券を除外する。



適用時期

平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用
罰則については、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用

受取書の印紙税非課税枠の拡大

ポイント

平成26年4月1日以後に作成する受取書の印紙税の非課税枠が拡大されます。

改正内容

【受取書の印紙税非課税枠の拡大】

金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）の非課税枠が拡大されます。

金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券の引き渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。「領収書」、「受取書」、「仮領収書」や「レシート」などが該当します。

【現 行】

記載金額が3万円未満 ⇒ 非課税のため印紙不要

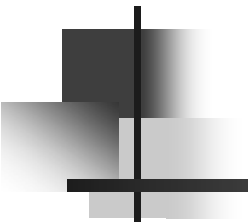


【改正案】

記載金額が5万円未満 ⇒ 非課税のため印紙不要

適用時期

印紙税非課税枠の拡大は、平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用



復興関連税制

復興支援措置（法人課税関係）

ポイント

平成24年度税制改正において、東日本大震災の復興を目的とする措置が創設されます。

平成25年度税制改正においては、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、立地促進区域に係る措置が新たに講じられます。

改正内容

（1）原子力災害からの復興支援（立地促進区域に係る措置）

福島復興再生特別措置法に規定する一定の認定を受けた認定事業者は、下記①・②を適用することができます。

①立地促進区域において、新增設に係る機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

⇒解除の日等以後5年を経過する日までの間に機械等を取得等した場合

⇒税額控除は当期の法人税額の20%を限度とし、4年間繰越可能（下図参照）

②立地促進区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

⇒解除の日等以後3年を経過する日までの間に、被災事業者である旨の確認を受けた日から5年の間において

立地促進区域の事業所に勤務する避難対象雇用者等に給与等を支給する場合には、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の額の20%の税額控除ができることになります。

⇒税額控除は当期の法人税額の20%を限度

※上記①、復興産業集積区域・避難解除区域等に係る特別控除、再投資等準備金制度、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度を適用した場合は、上記②は適用はできません。

復興特別区域制度			
特別償却			
資産等の区分	取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置		100%	50%
建物・構築物		25%	
税額控除		【選択】 	
資産等の区分	取得等の時期	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置		15%	
建物・構築物		8%	

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

特例措置		
特別償却		拡充
資産等の区分	取得等の時期	解除の日から5年間
機械装置		100%
建物・構築物		25%
税額控除		【選択】 
資産等の区分	取得等の時期	解除の日から5年間
機械装置		15%
建物・構築物		8%

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

（出典：財務省）

（2）債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例

被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例について、一定の法人について再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事由が生じた場合には、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除ができることとなります。

復興支援措置（個人所得課税）①

ポイント

東日本大震災に係る復興支援のため、個人所得課税において税制上の措置が講じられます。

改正内容

税目	取扱い（適用期限等）
国税 地方税	簡易証明制度の対象に、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に買い取られる土地及び土地の上に存する資産であることにつき道県知事等の証明を平成28年3月31日までの間に受けたものを加え、当該証明を受けた土地及び土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合の譲渡所得が、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象となります。 ※平成25年4月1日以後に行う土地及び土地の上に存する資産の譲渡について適用 次の居住用財産の譲渡に係る特例について、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人がこれらの特例の適用を受けることができることとする措置が講じられます。 ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除 ③ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ④ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 ⑤ 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 ※平成25年1月1日以後の譲渡について適用 〔イメージ〕 居住用家屋（震災前） 所有者 同居 震災により居住用家屋が滅失 + 所有者（死亡） 家屋の敷地の用に供されていた土地を譲渡 同居相続人 = 譲渡人 譲渡 （出典）財務省

復興支援措置（個人所得課税）②

改正内容

税目	取扱い（適用期限等）															
国税 地方税	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例について、事業用の建物等が東日本大震災により事業の用に供することができなくなった者の相続人（当該事業に従事していた者又は当該所有者と生計を一にしていた者に限る。）が、当該事業用の建物等を譲渡した場合には、当該相続人が本特例の適用を受けることができることとする措置が講じられます。 ※平成25年1月1日以後の譲渡について適用 収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象に、特定被災区域内において行う都市計画が定められている一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業の用に供する土地及び土地の上に存する資産が加えられます。 ※平成25年4月1日以後に行う土地及び土地の上に存する資産の譲渡について適用															
国税	東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例について、適用期限（平成25年12月31日）を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、再建住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、各年の控除限度額及び控除期間（10年間）の最大控除額が次のとおりとなります。 <table><tr><th>居住年</th><th>借入限度額</th><th>控除率</th><th>各年の控除限度額</th><th>最大控除額</th></tr><tr><td>平成26年1月～3月</td><td>3,000万円</td><td>1.2%</td><td>36万円</td><td>360万円</td></tr><tr><td>平成26年4月～平成29年12月</td><td>5,000万円</td><td>1.2%</td><td>60万円</td><td>600万円</td></tr></table> ※再建住宅を居住の用に供した日に基づいて適用 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる復興指定会社を実施すべき事業の範囲に、次の事業が加えられます。 ① 再生エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業 ② 虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業	居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額	平成26年1月～3月	3,000万円	1.2%	36万円	360万円	平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.2%	60万円	600万円
居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額												
平成26年1月～3月	3,000万円	1.2%	36万円	360万円												
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.2%	60万円	600万円												

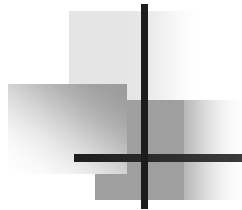
復興支援措置（資産課税）

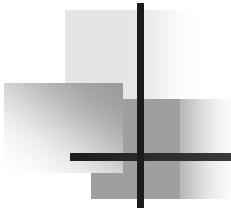
ポイント

東日本大震災に係る復興支援のため、資産課税において税制上の措置が講じられます。

改正内容

税目	取扱い（延長・拡充等）
国税	独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限が1年延長されます。
	独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限が1年延長されます。
	東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための証明書の発行者を復興大臣（現行 主務大臣）とする措置が講ぜられます。
地方税 固定資産税等	独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮設施設整備事業により整備する施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限が1年延長されます。
	東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の適用期限が1年延長されます。
地方税 不動産取得税	独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う仮設施設整備事業により取得する施設に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限が1年延長されます。





平成25年度税制改正冊子作成委員会

平成25年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

〔本 部〕 大黒裕子、河合匠、川崎剛志、木村匡成、田井貴彦、高尾英一、田中久計、東山秀之、藤川淳美、松山浩也、山中昴、森英亮

〔城 南〕 秋田大策、古閑俊郎、小坂光重、小柴徹久、島原由佳、清水博崇、高橋学、松角潤悦、間所光洋、安井尚史

〔神奈川〕 百武美和子、中村浩之

事 務 局

〔本 部〕 長谷川ルリ子

〔城 南〕 木屋正樹、小林浩二

連 絡 先

〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
Tel 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子

〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
Tel 03-3700-3331 担当 木屋正樹・小林浩二

本資料は、平成25年1月29日に閣議決定後に公表された「平成25年度税制改正の大綱」及び税制調査会等の資料等を基に平成25年度の予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行なうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。